

令和3年12月20日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業の一部変更について

1 主旨

新型コロナウイルス感染症については、令和3年6月末から始まった第5波を経験し、過去最大の感染者数や病床のひっ迫などの事態が生じた。現在、新規感染者数については抑えられているものの、今後、新たな変異株やブレイクスルー感染等による感染拡大なども想定される。こうした中、感染拡大に備え、住み慣れた地域で安心して医療を受けられる地域医療体制の確保を図るため、令和4年1月より令和3年度医療機関支援事業を一部変更して実施する。

2 令和3年度事業の概要

(1) 病床確保支援【変更】

新型コロナウイルス感染症専用病床を確保した医療機関において、区民がその病床を使用した場合に補助を実施している。補助事業を実施する医療機関のうち、重症患者の入院を受け入れる医療機関は1病院であるが、病床ひっ迫時には、入院を受け入れた患者が重症化した場合に、転院先が見つからず、そのまま自院にて対応せざるを得ない状況が続き、各医療機関の負担が増加したため、重症及び中等症Ⅱの症状を有する区民の対応を行った医療機関に対し、補助額を増額する。

①対象となる医療機関

ア) 国や都により新型コロナウイルスの入院医療機関として位置づけがされた区内の病院及び有床診療所（感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）、東京都感染症診療協力医療機関、東京都感染症入院医療機関、新型コロナウイルス感染症重点医療機関・協力医療機関）

イ) その他、区長が特に認める病院及び有床診療所

※国又は自治体が設置者の医療機関を除く。（自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】が該当）

②交付の要件

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者のみを使用することができる病床を区民が使用すること。

③補助額

	区分	補助額
ア)	<u>重症の区民が病床を使用</u>	<u>1日につき1床あたり24,000円</u>
イ)	<u>中等症Ⅱの区民が病床を使用</u>	<u>1日につき1床あたり16,000円</u>
ウ)	その他の症状の区民が病床を使用	1日につき1床あたり 8,000円

※当該医療機関が対象医療機関に位置付けられている期間に限る。

(2) 発熱外来等の運営支援【継続】

発熱外来等の運営支援として、PCR 検査の検体採取を行う医療機関に対し、衛生資材等の確保等に必要な相当額について支援を行う。

①対象となる医療機関

区内の病院又は診療所（国又は地方自治体が設置者のものを除く。）であり、PCR 検査について行政検体の受け入れ、または保険診療による検査を行うことのできる医療機関であること。

②交付の要件

以下について、いずれかを満たすこと。

ア) 区内で帰国者・接触者外来を運営していること。

イ) 発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症の疑似症状を有する患者を主に取り扱う外来の診療を1日に3時間以上かつ月に10日以上実施し、かつ当該外来を実施していることをホームページ等で周知すること。

ウ) 訪問診療については、発熱・咳等の疑似症状を有する患者に対して月4回以上の訪問の実績があるもの。

③補助額

次に掲げる一方の額

	区分	補助額
ア)	帰国者・接触者外来を行う医療機関	1か月につき 200,000円
イ)	その他の医療機関	1か月につき 100,000円

(3) 休業・縮小施設の再開支援【継続】

医療機関の従業員（医師、看護師、技師、事務員等）又は入院患者に新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いがある者が発生したことにより、外来診療の一部又は全部の休診、病床の一部又は全部の使用を停止し、その後、補助期間中に再開した医療機関を支援する。

①対象となる医療機関

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

区内の病院又は診療所（無床診療所については、本事業による発熱外来等を運営していること。）

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

区内の病院または有床診療所

②交付要件

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・休診の原因が当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者が発生したこと。
- ・休診していなければ、外来診療（1日3時間以上）または訪問診療が予定されていたこと。

- ・補助期間内に外来診療等を再開すること。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・病床使用停止の原因が、当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者の発生であること。
- ・補助期間内に病床の使用を再開するものであること。

③補助額

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

休診した1ラインごとに、休診した日1日につき41,700円

※休診しなければ3時間以上の診察または訪問診療が予定されていた日に限る。

※無床診療所については、1診療所を1ラインとし休業開始日より14日間中の診療予定日数を上限とする。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

使用を停止した病床1つ・使用しなかった日1日につき8,000円

※なお、ア)・イ)とも、休診期間または病床の使用停止期間と、り患者または疑いのある者の健康観察期間中のいずれか短い期間を助成期間とする。

(4) 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院等受入支援【変更】

重症化した区民が入院できる病床を確保することを目的に、新型コロナ回復後患者(以下、「回復後患者」とする。)を区内病院から受け入れる施設に対して補助を実施している。

令和3年度より開始した補助事業であるが、令和3年4月から9月までの実施状況では、区内で重症患者を受け入れる病院が少ないため、区内病院よりも区外病院から回復後患者を受け入れることが多いことが判明した。

そのため、重症化した区民が入院できる病床を確保するため、区外病院から区民の転院を受ける医療機関等へも支援を実施する。また、転院受入れ施設においては、リハビリ等の実施のため、転院後の入院日数が長期化しているケースが多く見受けられるため、補助対象日数を延長し、受入れを促進する。

①対象となる施設

ア) 転院元病院

区内で新型コロナウイルス感染症患者の入院を受入れる医療機関

イ) 転院先施設

区内の転院元病院より新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院を受け入れる、区内の医療機関等

区外の新型コロナ入院受入医療機関より新型コロナウイルス感染症回復後患者の区民を受け入れる区内の医療機関等

※国又は地方自治体が設置者のものを除く。

②交付要件

- ・転院元病院が退院基準を満たしたと判断した日より3日以内に速やかに転院を行うこと

- ・同一病院内の転床については新型コロナウイルス感染症回復後患者が、退院できない合理的な理由が存在する場合、転院先補助のみ対象とする。

③補助額

区分	補助額
転院元病院	患者1名につき 12,000円
転院先受入施設	患者1名1日につき 8,000円(転院後20日間まで)

※自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】については転院元の施設対象となるが補助については実施しない。

3 補助期間

変更については、令和4年1月1日からを対象とし、事業については、令和4年3月31日まで実施する。

4 所要経費

本事業の変更に伴う予算の増額等はおこなわない。

所要経費 合計584,714千円

※歳入予算は、全額について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。

5 令和3年度事業 第1期及び第2期(令和3年4～9月)実績(調整中)

(【 】内は令和2年度事業(令和2年2月～令和3年3月)実績)

病床確保支援	実施医療機関数	確保された病床数(計)	区民使用延べ病床数
	9【8】病院	173【166】床	10,660【9,423】床
発熱外来の 設置・運営	支援した医療機関数	PCR検査(保険診療)	抗原検査(保険診療)
	75【33】医療機関	39,934回	16,044回
休業・縮小施 設の再開支援	支援した医療機関数	停止病床への補助	休診に対する補助
	4【6】医療機関	870【6,839】床	58【428】日
回復後患者の 転院等受入支援	登録医療機関	転院受入補助日数	転床補助日数
	転院受入8病院 転床8病院	40日	431日

6 今後のスケジュール(予定)

令和3年 12月下旬～ 事業実施病院への周知、区ホームページ等による周知

令和4年 1月31日 第3期(10月1日～12月31日)実績報告締め切り

3月31日 第4期(1月1日～3月31日)実績報告締め切り